(目的)

- 第1条 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金を交付するにあたり、平成30年7月豪雨による災害により甚大な被害を受けた地域において、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる中小企業等グループが策定する復興事業計画を認定する際に必要な事項を定めることを目的とする。 (用語の定義)
- 第2条 用語の定義は次のとおりとする。
  - (1) 「平成30年7月豪雨による災害」とは、平成三十年七月豪雨による災害についての 特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成30年政令第 211号)により指定された特定非常災害をいう。
  - (2) 「中小企業者」とは、中小企業支援法(昭和38年法第147号) 第2条第1項に規定する者、商工会法(昭和35年法律第89号)に基づく商工会・県商工会連合会、商工会議所法(昭和28年法律第143号)に基づく商工会議所及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく県中小企業団体中央会をいう。
  - (3) 「中小企業等グループ」とは、複数の中小企業者から構成される集団をいう。 なお、復興事業計画の目的を遂行するにあたり、中小企業等グループの構成員に、 中小企業者以外の者が一部入ることを妨げない。
  - (4) 「復興事業計画」とは、平成30年7月豪雨による災害に係る復興のために、中小企業等グループが実施する事業の計画をいう。

(認定の要件)

- 第3条 復興事業計画の認定は、次の各号のいずれにも該当することを要件とする。
  - (1) 中小企業等グループが次のいずれかの機能を果たすと見込まれること。
    - ① 当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たし、 産業全体のサプライチェーンを支えていること。
    - ② 事業規模や雇用規模が大きく、愛媛県の経済・雇用への貢献度が高いこと。
    - ③ 愛媛県内の一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、地域産業や生活の基盤づくりに貢献し、当該地域の復興・雇用維持に不可欠であること。
    - ④ 地域資源(農林水産資源や観光資源等)を活用する産業群であって、地域の産業の独自性や地域の魅力向上に重要な役割を果たしていること。
  - (2) 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、平成30年7月豪雨による災害のため、次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。
    - ① 平成30年7月豪雨による災害のため、事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
    - ② 平成30年7月豪雨による災害の後であって、直前1月の売上が同豪雨による災害前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。
  - (3) 補助金を受けようとする中小企業等グループの構成員の事業所等が、愛媛県内に属すること。
- 2 前項の要件については、 商店街等にあっては、次の各号のいずれにも該当するものとす る。
  - (1) 当該商店街等が次のいずれにも該当すると見込まれること。
    - ① 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流

を促進する社会的機能を有するものであること。

- ② 当該商店街等が属する商圏内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす蓋然性が高いと認められること。
- ③ 今後の県内市町におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する蓋然性が高いと認められること。
- (2) 商店街等の構成員の全部又は一部の施設が甚大な被害を受け、又は継続して使用することが困難となり、事業の継続が困難になっていること。
- (3) 補助金を受けようとする中小企業等グループの構成員の事務所等が愛媛県内に属すること。

(復興事業計画評価委員会)

第4条 中小企業等グループから申請のあった復興事業計画の認定に際して、計画認定の事務の手続きの明確化及び透明化を図るため、復興事業計画評価委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会は、以下のグループ属性ごとに復興事業計画を評価する。ただし、第7条に規定する変更申請のうち、軽微な変更についてはこの限りではない。

グループ属性		
①【サプライチェーン型】 (第3条第1項(1)①)		
②【経済・雇用貢献型】 (第3条第1項(1)②)		
③【地域生活・産業基盤型】 (第3条第1項(1)③)		
④【地域資源産業・地域魅力発信型】 (第3条第1項(1)④)		
⑤【商店街型】(第3条第2項(1))		

- 2 委員会において評価を行う際の基準は、別表のとおりとする。
- 3 委員会において評価を行う際の評価委員は、県職員及び有識者により構成する。 (申請)
- 第5条 復興事業計画の認定の申請は、当該計画の中小企業等グループの代表者が中小企業 等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定申請書(様式第1号)により行うも のとする。
- 2 復興事業計画の認定の申請を行った者が、同一年度内に提出した復興事業計画認定申請書を一部変更して再度申請する場合には、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定申請書(再申請用)(様式第1-1号)により、変更に関する部分以外の関係書類等を省略して申請することができる。

(認定)

- 第6条 知事は、委員会の意見を参考にし、復興事業計画を認定する。
- 2 知事は、復興事業計画の認定をしたときは中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 復興事業計画認定書(様式第2号)を交付する。
- 3 前2項の規定は、次条の変更申請があった場合に準用する。 (変更申請)
- 第7条 知事の復興事業計画の認定を受けた者が、復興事業計画の変更認定の申請をする場合には、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画変更認定申請書(様式第1-2号)により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、中小企業等グループの構成員のうち、補助金の交付を申請しない一部の構成員に関する変更については、認定を受けた復興事業計画の遂行に支障がない場合に限り、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画構成員変更届出書(様式第1-3号)によりその旨を知事に届け出ることができる。

(廃止)

- 第8条 知事の復興事業計画の認定を受けた者は、復興事業計画を廃止する時は、遅滞なく、 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業計画廃止届出書(様式第3号)によりその旨 を知事に届け出なければならない。
- 2 補助金を受けようとする中小企業等グループの全ての構成員が補助金を受ける必要がなくなったときは、前条の規定にかかわらず、前項の規定によるものとする。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、復興事業計画認定に必要な事項は別に定める。 附 則
  - この要綱は、平成30年8月28日から施行する。 附則
  - この要綱は、平成30年11月5日から施行する。 附則
  - この要綱は、令和元年12月10日から施行する。

# 別表 (評価基準)

	評価項目	評価内容
	グループの特徴	グループは複数の中小企業者等から構成され、地域で特に重要な役割を果たしている企業ネットワークであるか ・県内におけるグループの役割や重要性等
	グループの各構 成員	事業計画を実施した場合、特に県内中小企業者等への効果が高いか ・グループ内における中小企業者等の役割や参画割合
		<ul> <li>豪雨災害により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じているか、又は継続して使用することが困難となっているか・施設や設備の被害の程度(全壊、半壊、一部損壊等)</li> <li>豪雨災害後、直前1月の売上が前年同期に比べて著しく低下しているか、又は当該グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じているか・売上低下の程度・グループ機能に及ぼす損傷の程度</li> </ul>
		復旧整備後の復興に向けた計画に発展可能性があり、必要な実施体制が構築されているか
共通項目	施設及び設備の 復旧整備等の内 容	【宏全敕借のための車業】
	収支計画の内容	事業内容と収支計画の整合性は図られているか 見積額は適正かつ経済的に積算されているか
		自己資金等の必要な資金調達が明確であるか

目

#### 1 【サプライチェーン型】

サプライチェーンを形成するグループ外の企業や他地域の産業への貢献度が高いか

- ○サプライチェーンにおいてグループが重要な役割を果たしているか
- ・グループ外の企業等に対する特別な製品・技術・サービスの提供等

#### 【経済・雇用貢献型】

グループ構成企業の事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いか

- ○グループの事業規模等が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いか
  - ・県内における経済・雇用への波及効果等
- ・グループの県内における企業数、売上高、雇用者数等

#### 【地域生活・産業基盤型】

県内の一定の地域内における産業の集積度及び地域住民の生活への貢献度が高いか

- ①雇用圏や市町単位程度において経済的・社会的に基幹となる産業群であるか
- ・グループが地域にとって不可欠な産業群を担っていること等
- ②当該地域における復興・雇用維持に不可欠であるか
- ・グループの企業数、売上高、雇用者数等

#### 【地域資源産業・地域魅力発信型】

地域資源(農林水産資源や観光資源等)を活用する産業群であって、地域の独自性及び地域の魅 力発信への貢献度が高いか

- ○当該地域において、重要な産業群であるか
- ・グループが地域にとって不可欠な産業群であること等

#### 2【商店街型】

地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能等を担っているか

- ①地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社 会的機能を有するものであるか
- ②当該商店街等が属する商圏内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な 商業機能を果たす蓋然性が高いと認められるか
- ③今後の県内市町におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する蓋然性が高いと 認められるか。また、商業機能の復旧促進の事業区域は、市町の商業集積地となることが決定し ており、市町の同意を得ているか

愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定申請書

年 月 日

愛媛県知事

様

中小企業等グループ代表者

住 所名 称代表者名

囙

連絡先

住 所

名 称

担当者職氏名

TEL

/FAX

/E-mail

愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業における復興事業計画について関係 書類を添えて申請します。

記

- 1 中小企業等グループの名称
- 2 事業計画の目的
- 3 事業計画に要する経費

事業に要する経費	金	円
補助金申請予定額	金	円
その他(自己資金等)	金	円

4 中小企業等グループの参加企業数

企業・団体数	社
(中小企業者)	社
(中小企業者以外)	社

#### ○添付書類

- □ (別紙1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画書
- □ (別紙2) 事業者別復興事業計画書
- □ (別紙3) 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿を添付)
- □罹災証明書の写し(交付を受けていない場合は、施設及び設備の被害状況がわかる写真や参考 資料)
- □会社概要が確認できるもの(補助金交付申請を予定していないグループ内の構成員のみ)
- □所在市町の同意書 (商店街型で「商業機能の復旧促進のための事業」 を行う場合)

## 【新分野事業を行う場合】

- □認定経営革新等支援機関による確認書
- □その他知事が必要と認める資料

# 様式第1-1号(第5条関係)

愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定申請書(再申請用)

年 月 日

愛媛県知事

様

中小企業等グループ代表者

住 所名 称

代表者名 印

連絡先

住 所

名 称

担当者職氏名

T E L /FAX /E-mail

愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の復興事業計画について 年 月 日付けの申請を一部変更した内容で申請します。

なお、変更しない部分に係る書類については、その際に提出した書類を使用願います。 記

- 1 中小企業等グループの名称
- 2 事業計画の目的
- 3 事業計画に要する経費

7.767 日、3.7 6 但3.					
	変更前			変更後	
事業に要する経費	金	円	金		円
補助金申請予定額	金	円	金		円
その他(自己資金等)	金	円	金		円

4 中小企業等グループの参加企業数

	変更前	変更後
企業・団体数	社	社
(中小企業者)	社	社
(中小企業者以外)	社	社

5 変更内容

別添のとおり

<u> 項</u> 目	変更前	変更後

愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画変更認定申請書

年 月 日

愛媛県知事

様

中小企業等グループ代表者

住 所 称 名

代表者名

印

連絡先

住 所

名 称

担当者職氏名

 $T \to L$ 

/FAX /E-mail

月 日付け第 号で愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助 事業復興事業計画の認定の通知がありました復興事業計画について、計画の内容を下記のと おり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中小企業等グループの名称
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

2-2	
変更前	変更後

$\cap$	沃人	(	書類
しし	4/13/1	,	

□(別紙1)甲小企業等クルーフ施設等復旧整備補助事業復興事業計
---------------------------------

- □ (別紙2) 事業者別復興事業計画書 (変更のある事業者のみ)
- □ (別紙3) 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿を添付)
- □認定経営革新等支援機関による確認書 (新分野事業を行う場合)
- □その他知事が必要と認める資料(

)

<u> 項</u> 目	変更前	変更後

愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画変更届出書

年 月 日

爱媛県知事

様

中小企業等グループ代表者

住 所名 称代表者名

印

連絡先

住 所

名 称

担当者職氏名

TEL

/FAX

/E-mail

年 月 日付け第 号で愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助 事業復興事業計画の認定の通知がありました復興事業計画について、下記のとおり構成事業 者の変更を届出ます。

なお、この変更に伴い、認定を受けた計画に記載したグループとして共同して行う復興事業の実施に支障がないことを申し添えます。

記

- 1 中小企業等グループの名称
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

変更前	変更後		

## ○添付書類

- □ (別紙1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画書(以下の項目のみ記載)
  - 1-2 グループの構成員
  - ・2-1 (2) グループとして共同して行う復興事業への各グループ構成員の参画内容
  - ・3 施設・設備に係る復旧整備の内容

第号年月

愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定書

様

### 愛媛県知事

年 月 日付けで(変更)申請のありました愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画については、愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定要綱第6条の規定に基づき認定します。

記

中小企業等グループの名称

# 愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業計画廃止届出書

年 月 日

愛媛県知事様

中小企業等グループ代表者

住所名称代表者名

印

連絡先

住 所

名 称

担当者職氏名

T E L /FAX /E-mail

年 月 日付け第 号で認定を受けた愛媛県中小企業等グループ施設等 復旧整備補助事業復興事業計画について、下記のとおり廃止を届出ます。

記

- 1 中小企業等グループの名称
- 2 復興事業計画の廃止理由